

2017

No.196

May



連合会だより



桜島(鹿児島県鹿児島市)(写真協力:公益社団法人 鹿児島県観光連盟)

PALひろば
“共済”南北
今回は
鹿児島県

主要項目

平成29年度事業計画及び予算の概要

地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の
財源措置について

平成29年度以降において地方公共団体等が負担すべき
追加費用等について



地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials



連合会だより

2017

No.196

May

CONTENTS

主要項目

3 平成29年度事業計画及び予算の概要

総務部総務課

11 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について

総務省

13 平成29年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

総務省

宿泊施設の
紹介

22 ホテル ウェルビューかごしま

公立学校共済組合鹿児島宿泊所

PALひろば
“共済”南北
155

23 来年の大河ドラマ「西郷どん」の舞台は 鹿児島

公立学校共済組合鹿児島支部

15 厚生年金制度等の日誌

厚生年金制度に関連した法律等の改正状況
公的年金制度に関連した会議等の開催状況

16 業務等の状況

会議開催状況／会議開催予定

17 人事異動

主要項目

平成29年度事業計画及び予算の概要

【総務部総務課】

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余剰金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等及び退職等年金給付等に要する資金の各組合への交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

マイナンバー制度については、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携開始に向けて、地方公務員共済組合番号システムの開発等適切に対処するものとします。

平成28年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で9兆2,383億円、退職等年金給付調整積立金で132億円、経過的長期給付調整積立金で9兆6,576億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、リスク分析及び分散投資などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

また、組合の請求に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し、必要な資金を交付するものとします。

総括

1 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

(1) 組合の数	64組合
(2) 組合員の数	2,835 千人
地方職員共済組合	311,000 人
公立学校共済組合	944,000 人
警察共済組合	299,000 人
東京都職員共済組合	122,000 人
すべての指定都市職員共済組合	1,159,000 人
及びすべての市町村職員共済組合	
合 計	2,835,000 人

2 連合会の役員及び職員の数

(1) 役員	理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
(2) 職員	70 人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1. 収 入	149,418,374 千円 (248,741,444 千円)
--------	------------------------------------

ア 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 38 条の 8 の第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 10,921,622 千円を見込むものとする。

イ 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 80,316,779 千円を見込むものとする。

ウ 資金の運用による信託の運用益 58,179,973 千円を見込むものとする。

2. 支 出	217,983,590 千円 (167,705,733 千円)
--------	------------------------------------

ア 厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 165,175,885 千円を見込むものとする。

イ 法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 51,325,000 千円を見込むものとする。

ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 1,482,705 千円を見込むものとする。

3. 収支損益	
収入総額	149,418,374 千円
支出総額	217,983,590 千円
当期損失金	68,565,216 千円

当期損失金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 9,344,952,572 千円から差し引くこととし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、9,276,387,356 千円となる見込みである。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1. 収 入	13,648,367 千円 (13,718,317 千円)
--------	----------------------------------

ア 法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 13,595,156 千円を見込むものとする。

イ 資金の運用による信託の運用益 53,211 千円を見込むものとする。

2. 支 出	257,882 千円 (234,820 千円)
--------	----------------------------

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 257,882 千円を見込むものとする。

3. 収支損益	
収入総額	13,648,367 千円
支出総額	257,882 千円
当期利益金	13,390,485 千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 19,916,387 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は、33,306,872 千円となる見込みである。

(注)()書きの数値は、平成28年度推計額である。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1. 収入	61,758,388 千円 (196,914,415 千円)
-------	-----------------------------------

ア 資金の運用による利息及び配当金 652,664 千円を見込むものとする。

イ 資金の運用による信託の運用益 61,105,724 千円を見込むものとする。

2. 支出	68,608,422 千円 (155,597,873 千円)
-------	-----------------------------------

ア 施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 147,420 千円を見込むものとする。

イ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第 3 条の規定による改正前の法第 116 条の 2 及び第 116 条の 3 並びに地方公務員共済組合法施行令第 30 条の 6 第 2 項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会に対して拠出する拠出金 68,461,002 千円を見込むものとする。

3. 収支損益	
収入総額	61,758,388 千円
支出総額	68,608,422 千円
当期損失金	6,850,034 千円

当期損失金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額 9,780,072,147 千円から差し引くこととし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、9,773,222,113 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	6,537,292,481 千円 (6,600,023,061 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金	3,133,099,527 千円
イ 厚生年金交付金	3,404,192,954 千円

2. 支出	6,537,292,481 千円 (6,600,023,061 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金	3,133,099,527 千円
イ 厚生年金交付金支払金	3,404,192,954 千円

3. 収支損益	
収入総額	6,537,292,481 千円
支出総額	6,537,292,481 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1. 収 入	1,497,965,614 千円 (1,582,396,523 千円)
--------	--

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,393,366,349 千円
イ 基礎年金交付金	104,599,265 千円

2. 支 出	1,497,965,614 千円 (1,582,396,523 千円)
--------	--

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,393,366,349 千円
イ 基礎年金交付金支払金	104,599,265 千円

3. 収支損益	
収入総額	1,497,965,614 千円
支出総額	1,497,965,614 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1. 収 入	366,114 千円 (1,473,381 千円)
--------	------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	366,114 千円 (1,473,381 千円)
--------	---------------------------

2. 支 出	366,114 千円 (1,473,381 千円)
--------	------------------------------

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	366,114 千円
------	------------

3. 収支損益	
収入総額	366,114 千円
支出総額	366,114 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

（注）（ ）書きの数値は、平成28年度推計額である。

経過的長期預託経理

収支の予定

1. 収 入	407,303 千円 (1,625,623 千円)
--------	------------------------------

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	407,303 千円
--------	------------

2. 支 出	407,303 千円 (1,625,623 千円)
--------	------------------------------

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	407,303 千円
------	------------

3. 収支損益	
収入総額	407,303 千円
支出総額	407,303 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

介護保険経理

収支の予定

1. 収 入	9,637,442 千円 (10,878,386 千円)
--------	---------------------------------

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金	9,637,442 千円
----------	--------------

2. 支 出	9,637,442 千円 (10,878,386 千円)
--------	---------------------------------

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料	9,637,442 千円
-------	--------------

3. 収支損益	
収入総額	9,637,442 千円
支出総額	9,637,442 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

国民健康保険経理

収支の予定

1. 収 入	73,709 千円 (79,262 千円)
--------	--------------------------

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 73,709 千円

2. 支 出	73,709 千円 (79,262 千円)
--------	--------------------------

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 10 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 73,709 千円

3. 収支損益	
収入総額	73,709 千円
支出総額	73,709 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1. 収 入	14,467,551 千円 (14,329,074 千円)
--------	----------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 14,467,551 千円

2. 支 出	14,467,551 千円 (14,329,074 千円)
--------	----------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 14,467,551 千円

3. 収支損益	
収入総額	14,467,551 千円
支出総額	14,467,551 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

(注)()書きの数値は、平成28年度推計額である。

個人住民税経理

収支の予定

1. 収 入	5,728,423 千円 (5,665,848 千円)
--------	--------------------------------

地方税法第 321 条の 7 の 6（同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金 5,728,423 千円

2. 支 出	5,728,423 千円 (5,665,848 千円)
--------	--------------------------------

地方税法施行令第 48 条の 9 の 15 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税 5,728,423 千円

3. 収支損益	
収入総額	5,728,423 千円
支出総額	5,728,423 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1. 収 入	4,326,443 千円 (3,775,581 千円)
--------	--------------------------------

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金、利息及び配当金並びに厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

- (1) 組合分担金 2,438,100 千円 (2,134,384 千円)
組合員 1 人当たり 860 円 (750 円)
- (2) 利息及び配当金 336 千円 (377 千円)
- (3) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金
1,482,705 千円 (1,279,460 千円)
- (4) 退職等年金給付調整経理より繰入金
257,882 千円 (234,820 千円)
- (5) 経過的長期給付調整経理より繰入金
147,420 千円 (126,540 千円)

2. 支 出	4,326,443 千円 (3,730,734 千円)
--------	--------------------------------

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

- (1) 管理運営関係
 - ア 会議関係
 - (ア) 運営審議会 4 回 (4 回)
 - (イ) 役員会 4 回 (4 回)
 - (ウ) 監事会議 2 回 (2 回)
 - (エ) 関係組合事務局長会議 2 回 (3 回)
 - イ 事務処理システムの管理
121,230 千円 (17,519 千円)
- (2) 委託業務関係
 - ア 年金事務機械化処理等
 - (ア) 組合員等現況調査及び年金受給者生活実態調査
98,455 千円 (91,121 千円)
 - (イ) 基礎年金支払代行事務
86,845 千円 (244,719 千円)

(注) () 書きの数値は、平成 28 年度推計額である。

イ 標準システム等の開発・管理

(ア) 標準システム

640,186 千円 (396,468 千円)

(イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム

24,231 千円 (－ 千円)

(ウ) 情報共有化システム

542,634 千円 (574,538 千円)

ウ 各種情報交換及び特別徴収業務

218,449 千円 (486,739 千円)

エ 社会保障・税番号制度関係業務

854,761 千円 (595,893 千円)

オ 長期給付額推計システムサーバ対応

175,978 千円 (32,420 千円)

カ 年金払い退職給付関連システム

72,014 千円 (74,366 千円)

キ システム開発等進捗管理等

108,039 千円 (新規)

(3) 調査研究事業関係

ア 組合職員研修事業

(ア) 年金事務担当者研修会及び年金制度説明会

3,140 千円 (1,971 千円)

(イ) 年金問題セミナー

1,340 千円 (588 千円)

イ 業務説明会等の開催

(ア) 標準システム等操作研修会

－ 千円 (0 千円)

(イ) 資金運用全国説明会

1,427 千円 (1,261 千円)

ウ 調査研究事業

(ア) 資金運用・年金制度に関する調査研究等

55,702 千円 (43,943 千円)

(イ) 資金運用委員会等

47,002 千円 (16,647 千円)

(ウ) リスク管理

78,045 千円 (58,204 千円)

(4) 普及事業関係

ア 広報誌の発行等

18,642 千円 (16,644 千円)

イ 現況届パンフレットの作成

3,545 千円 (2,698 千円)

3. 収支損益

(単位:千円)

科 目	平成29年度(28年度推計)	
経常収益		
組合分担金	2,438,100	(2,134,384)
雑収入	－	(0)
利息及び配当金	336	(377)
繰入金		
厚生年金保険給付調整経理より繰入	1,482,705	(1,279,460)
退職等年金給付調整経理より繰入	257,882	(234,820)
経過的長期給付調整経理より繰入	147,420	(126,540)
計	4,326,443	(3,775,581)
特別利益		
前期損益修正益	－	(424)
当期損失金		
当期損失金	－	(－)
合 計	4,326,443	(3,776,005)
経常費用		
役員報酬・職員給与	702,944	(643,606)
旅費・事務費	27,574	(21,553)
委託費	2,984,489	(2,553,137)
賃借料	189,354	(168,768)
調査研究費	209,009	(154,244)
普及費	29,022	(24,845)
負担金	133,070	(121,997)
その他	50,981	(42,584)
計	4,326,443	(3,730,734)
特別損失		
前期損益修正損	－	(329)
当期利益金		
当期利益金	－	(44,942)
合 計	4,326,443	(3,776,005)

(注)()書きの数値は、平成28年度推計額である。

地方公務員共済組合等に係る 地方公共団体の負担金等の財源措置について

【総務省】

ご紹介

平成29年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。
これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」(平成29年3月29日付け総行福第71号)を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。
以下その内容を掲載します。

平成29年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1. 地方公務員共済組合に対する負担金等

(1) 地方公共団体負担金

区 分		都道府県 一般職	公 立 学 校		警 察		市町村 一般職
			義務教育職	その他教育職	警察官	警察事務職	
長期	給料	125.9070%	111.8887%		138.3079%		124.5062%
	期末手当等	96.8049%					
	公経済（注1）	37.7%					
追 加 費 用		60.2%	66.1%	37.3%	47.9%	42.6%	28.8%
短期	給 料	65.93%	58.77%		62.80%		70.24%
	短期+福祉（注2）	57.74%	51.48%		53.81%		61.72%
	育休介護手当金	0.12%	0.22%		0.09%		0.08%
	介護納付金	8.07%	7.07%		8.90%		8.18%
	特別財政調整	—	—		—		0.26%
	期末手当等	50.69%	50.84%		43.96%		54.61%
	短期+福祉（注2）	44.40%	44.53%		37.67%		47.99%
	育休介護手当金	0.09%	0.19%		0.06%		0.06%
	介護納付金	6.20%	6.12%		6.23%		6.36%
	特別財政調整	—	—		—		0.20%
特定健康診査及び 特定保健指導		313 円 / 人	206 円 / 人		344 円 / 人		282 円 / 人
事 務 費		240 円 / 人	240 円 / 人		240 円 / 人		別紙参照（P.12）

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金(事務費として組員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組員1人当たり年額860円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 6,560円
- イ 公立学校共済組合 5,460円
- ウ 警察共済組合 4,090円

主要項目

地方公務員共済組合等に係る
地方公共団体の負担金等の財源措置について

2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区 分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 18,293 円	議員1人当たり 11,378 円	議員1人当たり 13,129 円
給付費	標準報酬月額 21.2 100	標準報酬月額 39.7 100	標準報酬月額 39.7 100

3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県	6,106円
市町村	6,106円

4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,300千円 市町村 872千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,000千円(注) 市町村 400千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

(別紙) 事務費負担金の組合員1人当たり単価(平成29年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
北海道	11,370	京都府	11,860
青森県	11,690	大阪府	11,190
岩手県	11,720	兵庫県	11,040
宮城県	11,550	奈良県	11,710
秋田県	11,540	和歌山県	11,780
山形県	11,610	鳥取県	12,470
福島県	11,490	島根県	12,070
茨城県	11,290	岡山県	11,490
栃木県	11,440	広島県	11,760
群馬県	11,440	山口県	11,730
埼玉県	11,240	徳島県	12,210
千葉県	11,070	香川県	11,940
東京都	10,890	愛媛県	11,760
神奈川県	11,360	高知県	11,930
新潟県	11,490	福岡県	11,440
富山県	11,710	佐賀県	12,070
石川県	11,590	長崎県	11,310
福井県	12,030	熊本県	11,490
山梨県	11,930	大分県	11,560
長野県	11,560	宮崎県	11,940
岐阜県	11,560	鹿児島県	11,340
静岡県	11,170	沖縄県	11,880
愛知県	11,440	北海道都市	11,600
三重県	11,620	仙台市	12,210
滋賀県	11,710	愛知県都市	11,330

平成29年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

【総務省】

ご紹介

地方公共団体等が追加費用として負担すべき金額の基礎となる追加費用率及び地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として地方公共団体が負担すべき金額の算定の基礎となる負担率が、平成29年3月31日に公示されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」（平成29年3月31日付け総行福第113号）を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下、その内容を掲載します。

なお、例年告示されている、「地方公務員等共済組合法第113条第4項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件」及び「地方公務員等共済組合法第113条第4項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件」については、第3号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額に乘じる率が平成29年度においては平成28年度と同率であることから、これらの告示の改正を行わないこととされました。

○ 総務省告示 第118号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第73条第2項及び第3項の規定に基づき、昭和48年自治省告示第72号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

総務大臣 山本 早苗

「平成28年度」を「平成29年度」に、「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第75条第1項に定める厚生年金保険給付に係る」を「負担すべき金額は、一元化法附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として」に、「（当該地方公共団体が設立した法第3条第4項に規定する特定地方独立行政法人、法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人及び法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人等」という。）の職員を含む。以下同じ。）」を「である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第43条第1項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第3条第4項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が2以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が2以上である場合にあっては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が2以上である場合にあっては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が2以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組

主要項目

平成29年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

会員の標準報酬月額額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び」に、「（当該特定地方独立行政法人等の設立団体が 2 以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人等の職員である組合員の標準報酬月額額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人等に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。以下同じ。）」を「の合計額」に、「厚生年金保険給付追加費用率を」を「厚生年金保険給付等追加費用率を」に、「一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る」を「地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として」に、「職員、」を「職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額及び」に改め、「連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額」の下に「の合計額」を加える。

算式中「厚生年金保険給付追加費用率」を「厚生年金保険給付等追加費用率」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{40.5}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{50.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{29.0}{1000}$
警察共済組合	$\frac{23.8}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{29.8}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{20.3}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2を次のように改める。

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{6.2}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{7.0}{1000}$
	その他教職員	$\frac{3.4}{1000}$
警察共済組合	$\frac{6.1}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{7.0}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{0.8}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

○ 総務省告示 第 119 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 74 条の 2 の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日総務省告示第 127 号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 31 日 総務大臣 山本 早苗

「平成 28 年度」を「平成 29 年度」に、「、法第 75 条第 1 項に定める厚生年金保険給付に係る」を「負担すべき金額は、一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として」に改め、「規定する団体組合員の標準報酬月額」の下に「（法第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）」を加え、「1000 分の 10.1」を「1000 分の 6.9」に、「一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る」を「地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として」に、「1000 分の 1.2」を「1000 分の 0」に、「地方職員共済組合が、法第 75 条第 1 項に定める厚生年金保険給付に係る」を「地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として」に改める。

主要項目
 平成 29 年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

厚生年金制度等の日誌

厚生年金制度に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
H29.2.24	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(政令第28号)
	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(厚生労働省令第11号)
H29.3.17	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第37号)
H29.3.31	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務省・文部科学省令第1号)
	恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第80号)
	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(政令第83号)
	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第100号)
	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(総務省令第18号)
	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第118号)
	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第119号)
	国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件(厚生労働省告示第120号)
	国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件(厚生労働省告示第121号)
	国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件(厚生労働省告示第122号)

公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
H29.3.15	社会保障審議会年金数理部会(第72回)
H29.3.27	社会保障審議会年金数理部会(第73回)

業務等の状況

会議開催状況

3月3日

平成28年度 年金制度説明会

○場所 ホテルグランドアーク半蔵門

○議事 各共済組合の年金担当者を対象に、年金制度等に関する知識及び理解を深めることを目的として開催しました。当日は、総務省自治行政局公務員部福利課から「地方公務員年金制度に関する動向について」と題してご講演をいただきました。

また、年金業務部から「年金払い退職給付制度に係る年金財政状況(平成27年度末)」、「組合員等現況調査について」及び「事務連絡等」と題してそれぞれ説明を行いました。

3月9日

第120回 役員会

○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室

○議事 平成29年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、3月21日の第122回運営審議会に提出する旨決定されました。

3月21日

第122回 運営審議会

○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室

○議事 平成29年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。

会議開催予定

6月23日

第121回 役員会

○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室

○議事 平成28年度決算(案)

6月28日

第123回 運営審議会

○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室

○議事 平成28年度決算(案)

総務省

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

連合会

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

人事異動

連合会

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

総務省

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

総務省

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

人事異動

各共済組合

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

宿泊

施設の紹介

公立学校共済組合
鹿児島宿泊所

ホテル ウェルビュー かごしま

錦江湾の波音を聞きながら桜島を望む。
そんな贅沢な時間がここにはあります。
ビジネスから観光まで幅広くご利用ください。



和室



ツインルーム



フォースルーム



和宴会場 桜島



レストラン リブル



和食処 薩摩



バンケットホール 潮騒



天然温泉(サウナ付)

おすすめ宿泊プラン

◆薩摩満喫会席プラン

1泊2食付(お一人様)

9,800円 税・サ込

(年末年始を除く)(土・祝前日は10,300円)



◆旬の会席プラン

1泊2食付(お一人様)

11,000円 税・サ込

(年末年始を除く)(土・祝前日は12,000円)



Access



HOTEL WELVIEW KAGOSHIMA

鹿児島市与次郎二丁目4番25号

ホテル ウェルビュー かごしま

ご予約・お問合せ **099-206-3838**

ホームページ <http://www.welview.com>

交通のご案内

◆JR鹿児島中央駅から
市営バス16番線/27番線または
鹿児島交通32-1番線で与次郎二丁目下車

鹿児島中央駅までマイクロバス送迎あり。お問合せください。

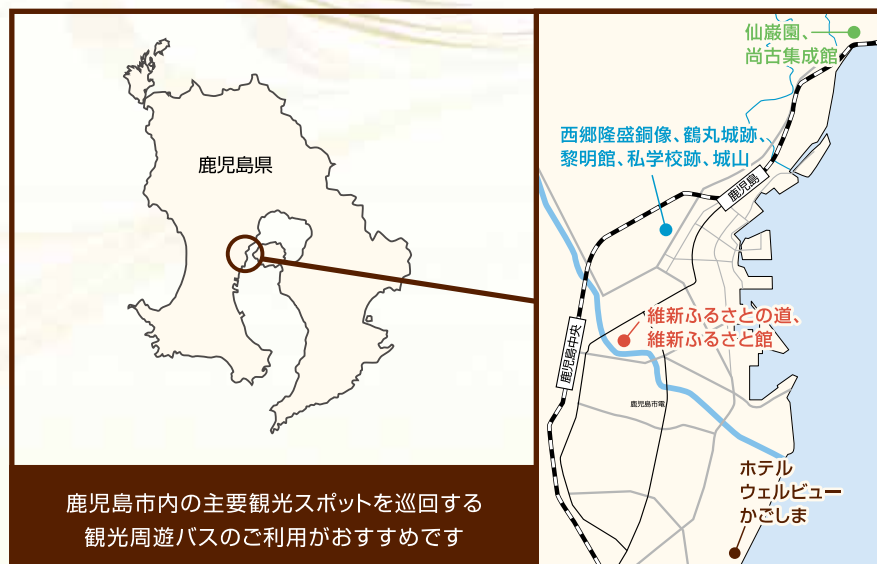
鹿児島

明治維新から
150年

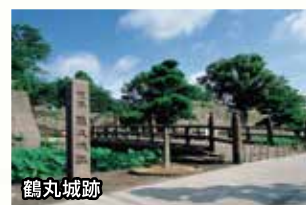


西郷隆盛銅像

「西郷どん」ゆかりの地を訪ねてみよう



鹿児島市内の主要観光スポットを巡回する
観光周遊バスのご利用がおすすめです



鶴丸城跡



黎明館

**鶴丸城跡・
鹿児島県歴史資料センター黎明館**

薩摩藩の居城鶴丸城の本丸跡に建てられた県の歴史資料センターで、特に幕末維新の黎明期の資料が充実しています。



仙巖園(磯庭園)

島津家第19代光久が造った庭園で、雄大な桜島と錦江湾をそれぞれ築山と池に見立てています。



維新ふるさとの道

歴史ロード「維新ふるさとの道」では、西郷隆盛・従道誕生地、大久保利通など薩摩の偉人を輩出した加治屋町で、歴史に想いを馳せながら散歩を楽しむことができます。



私学校跡

明治6(1873)年、政変で下野した西郷隆盛は、鹿児島の士族たちのため、この地に私学校を創設しました。



尚古集成館

現存する最古の銀板写真(複製)や、薩摩切子などの伝統工芸品、工場として稼働していた当時の機械など、島津家伝来の資料を中心に、文書や書画をはじめ約1万点を収蔵・展示しています。



維新ふるさと館

近代日本の原動力となった鹿児島の歴史や先人たちの偉業などを、映像・ジオラマ(模型)・ロボットなどハイテク技術を使った多彩な展示・演出によって、楽しく分かりやすく紹介しています。



西郷洞窟



西郷終焉の地

城山

城山は西南戦争の最後の激戦地となったため、西郷洞窟や西郷終焉の地など、西南戦争にまつわる史跡が多く存在します。

地方職員共済組合 <http://www.chikyosai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.go.jp/>

警察共済組合 <http://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <http://www.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

表紙の写真

桜島（鹿児島県鹿児島市）

（写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟）



鹿児島のシンボルといわれる桜島は、北岳・中岳・南岳と3個のコニーデ式火山が相接している複合活火山です。高さ1,117メートル、周囲約5.2キロ、面積約80キロ平方メートル。最近の大きな噴火は大正3年のもので、この時に大隅半島と地続きになりました。

公立学校共済組合鹿児島支部